

防府市地域おこし協力隊（農業）資格取得等支援事業補助金交付要綱

令和5年8月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、防府市地域おこし協力隊設置要綱(平成27年4月1日制定)で定める地域おこし協力隊の隊員(以下「隊員」という。)の退任後における定住促進を目的として、予算の範囲内において防府市地域おこし協力隊(農業)資格取得等支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「資格」とは、就業機会の拡大に資する資格又は免許であって、市長が適当と認めるものをいう。

2 この要綱において「講習会等」とは、隊員が市内に定住するために必要な知識又は技能の習得を目的として受講する講習会及び研修会をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 農業分野の地域おこし協力隊員で、現にその任期中である者

(2) 防府市税を滞納していない者

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、資格の取得又は講習会等の受講に要する経費であって、次に掲げるものとする。

(1) 受験料

(2) 受講料及び教材費

(3) その他市長が必要と認めた経費

2 補助金の額は、補助対象経費の額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「補助申請者」という。)は、防府市地域おこし協力隊(農業)資格取得等支援事業補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 資格又は講習会等の内容が分かるパンフレットその他の書類

(2) 受講料、受験料が分かる資料

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、これを審査し、適当であると認める場合は、補助金の交付を決定し、防府市地域おこし協力隊(農業)資格取得等支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により補助申請者に通知するものとする。この場合において、交付決定するにあたり必要と認めるときは、条件を付することができる。

(実績報告)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、対象の資格・研修会等の受講を終了した後、速やかに防府市地域おこし協力隊(農業)資格取得等支援事業補助金実績報告書(第3号様式)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(概算払)

第8条 市長は、必要と認めたときは、概算払により補助金を交付することができる。

2 補助事業者は、概算払を受けようとするときは、防府市地域おこし協力隊(農業)資格取得等支援事業補助金交付請求書(第5号様式)により、市長に補助金の交付請求をするものとする。

(額の確定)

第9条 市長は、第7条の実績報告書が適正と認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、確定額通知(様式第4号)を通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 補助事業者は、前条の通知を受けたときは、防府市地域おこし協力隊(農業)資格取得等支援事業補助金交付請求書(第5号様式)により、市長に補助金の交付請求をするものとする。ただし、既に第8条に規定する概算払を受けている場合は、確定額から当該概算払の額を減じた額を請求するものとする。

2 補助事業者は、当該概算払額が確定額を超えるときは、その差額を市長が定める日までに市長に返納しなければならない。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、災害、病気等のやむを得ない事情があると市長が認めた場合は、この限りでは

ない。

- (1) 虚偽の申請その他不正行為によって補助金の交付決定を受けたとき
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき
- (3) 隊員が退任後3年未満の間に、市外に転出したとき

2 市長は、前項に規定する取消しをしたときは、防府市地域おこし協力隊（農業）資格取得等支援事業補助金交付決定取消通知書（第6号様式）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の返還）

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、それぞれ次の表に定める区分に応じた額を補助事業者から返還させることができる。

区分		返還を求める額
第11条（1）、（2）に該当する場合		交付決定額の100分の100
第11条（3）に該当する場合		
定 退 住 任 し 後 た に 期 間	1年未満	交付決定額の100分の100
	1年以上2年未満	同 100分の75
	2年以上3年未満	同 100分の25

2 市長は、補助金を返還させるときは、防府市地域おこし協力隊（農業）資格取得等支援事業補助金返還請求書（第7号様式）により補助事業者へ請求するものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

住所：_____

氏名（自署）：_____

防府市地域おこし協力隊（農業）資格取得等支援事業補助金交付申請書

下記のとおり補助を受けたいので、防府市地域おこし協力隊（農業）資格取得等支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、補助金の交付審査のため、防府市が申請者の市税の納付状況を調査することに同意します。

記

資格・研修会等の名称		
資格取得・研修会等受講の目的		
資格取得・研修等の受講期間		
研修等に要する費用	旅費	
	受講料	
	受験料及び教材費	
	その他	
	合計額	

※添付資料

- （1） 資格又は講習会等の内容が分かるパンフレットその他の書類
- （2） 受講料、受験料が分かる資料

様式第2号（第6条関係）

指令第 号
（申請者住所）
（申請者氏名）

防府市地域おこし協力隊（農業）資格取得等支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました防府市地域おこし協力隊（農業）資格取得等支援事業補助金については、防府市地域おこし協力隊（農業）資格取得等支援事業補助金交付要綱第6条の規定により下記のとおり交付します。

年 月 日

防府市長

記

- 1 資格・研修会の名称
- 2 補助金交付決定額 金 円
- 3 交付条件

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

住所：_____

氏名：_____

防府市地域おこし協力隊（農業）資格取得等支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け指令第 号で補助金交付決定を受けた下記について、資格・研修会等を修了したので、防府市地域おこし協力隊（農業）資格取得等支援事業補助金交付要綱第7条の規定により報告します。

記

資格・研修会等の名称		
資格取得・研修等の受講期間		
研修等に要する費用	旅費	
	受講料	
	受験料及び教材費	
	その他	
	合計額	
概算払受領額		

※添付資料

- （1） 資格の受験料又は講習会等の受講料を支払ったことを証する書類（領収証等）の写し
- （2） 資格を取得、又は講習会等を修了したことを証する書類の写し

様式第4号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

防府市長

確定額通知

年 月 日付けで実績報告のあった防府市地域おこし協力隊（農業）資格取得等支援事業補助金について、下記のとおり額を確定したので、防府市地域おこし協力隊（農業）資格取得等支援事業補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

（確定の結果、交付過大となった金 円については、年 月 日までに返還してください。）

記

確定額 金 円

様式第5号（第8条・第10条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

住所：_____

氏名：_____

防府市地域おこし協力隊（農業）資格取得等支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け、指令第 号で交付の決定を受けた補助事業について、（概算払・精算払）として、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 円

≪ 債権者コード ≫									
振込先 金融機関名	銀行・信用金庫・労働金庫・ 農協・漁協・信用組合								
	支店・支所・出張所								
口座番号・種別								1:普通 2:当座	
口座名義 カタカナで 記入願います									

様式第6号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

防府市長

防府市地域おこし協力隊（農業）資格取得等支援事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け、指令第 号で交付の決定をした防府市地域おこし協力隊（農業）資格取得等支援事業補助金について、下記により交付決定の（一部・全部）を取り消しましたので、防府市地域おこし協力隊（農業）資格取得等支援事業補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

1 取消理由

2 取り消す交付決定の内容

交付決定額 金 円
(うち、交付決定を取り消す金額 円)

様式第7号（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

防府市長

防府市地域おこし協力隊（農業）資格取得等支援事業補助金返還請求書

年 月 日に交付した補助金について、防府市地域おこし協力隊（農業）資格取得等支援事業補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり返還を請求します。

記

- 1 返還金額 金 円
- 2 返還期限 年 月 日